

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月 日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1 趣旨の項中「平成20年法律第73号」を「昭和33年法律第56号」に改める。

第4 実施の時期の項中「平成21年文部科学省令第10号」を「昭和33年文部省令第18号」に、「第9条」を「第12条」に、「6月30日までの間に」を「三次市教育委員会教育長が定める適切な時期に」に改める。

第6 実施の方法の項中「，規則第5条及び第11条」を「，規則第7条及び第14条」に改める。

第7 事後措置の項中「規則第13条」を「規則第16条」に改める。

第8 健康診断票の取扱いの項中「規則第12条」を「規則第15条」に、「規則第13条」を「規則第16条」に、「規則第2条」を「規則第4条」に改める。

様式第3号中「第13条」を「第16条」に、「，規則第2条」を「，規則第4条」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月24日から施行する。